

資源化施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書に対する知事意見

令和元年7月23日

1 総論評価

(1) 事業計画について

ア 本事業は、第4次岡山県廃棄物処理計画を踏まえ、県内の廃棄物のリサイクル等を推進することを目的としているが、本事業の計画地は、大規模な製造業が多数存在する水島コンビナートの一角であり、近隣に、ごみ処理施設や産業廃棄物処理施設も複数存在する地域特性があること、大気質については一部の項目で環境基準を達成していない状況であることなどを踏まえ、排ガスや放流水が周辺環境に及ぼす影響を実行可能な範囲で一層低減するよう検討し、その結果を準備書で明らかにすること。

イ 適切な調査・予測や、予測結果に応じた環境保全措置を講じるためには、事業計画を可能な限り具体化することが求められることから、準備書においては、施工計画や搬出入車両の運行計画等を含め、事業計画の熟度を高め、具体的な記述に努めること。

なお、事業計画の具体化に伴い、環境影響評価項目や調査方法等の検証を行い、検証結果を準備書に記載するとともに、必要に応じて追加の調査等を実施すること。

ウ 受入する廃棄物及び焼成砂の保管施設は、資源化施設の処理能力に対して十分な容量を確保する必要があることから、準備書においては、保管施設の容量を明らかにし、十分な容量が確保されていることを示すこと。

エ 受入する廃棄物の性状は、焼成砂として再生する上で、また、的確に環境影響評価を実施する上で重要な情報であることから、廃棄物の受入基準及び適合状況の確認方法を明確にすること。

オ 焼成砂を資源として広く有効活用するためには、最終処分場の覆土材以外への活用が重要であることから、焼成砂の品質基準を明らかにするとともに、生成量や再生利用先の確保など利用計画について可能な範囲で記載すること。

(2) 調査、予測及び評価の手法について

本事業の計画地では、非定常作業である災害廃棄物の処理が行われていることから、本計画に基づいて実施する大気質等の現況調査の結果の取扱いについては、これらの影響について留意した上で、適正に評価すること。

(3) 住民理解について

円滑な事業のためには周辺住民の理解や協力が不可欠であることから、今後の手続においては、事業計画や環境保全措置に係る情報提供を積極的に行うこと。

2 各論評価

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

ア 大気環境

○ 大気質

- ① 土木工事と試運転・性能確認が重複する期間があることから、工事工程を十分に考慮し、大気質の予測対象時期を適切に設定し評価を行うこと。
- ② 工事関係車両や廃棄物等の搬出入時における車両の走行に伴い粉じんの発生が想定されることから、これらの影響を評価項目として選定するか再度検討の上、その結果について示すこと。
- ③ 搬出入に係る積卸し作業及び保管等を施設建屋内で行うため、施設の稼働に伴う粉じん及び土壌汚染を評価項目として選定していないが、その根拠となる建屋の構造及び建屋からの飛散流出防止対策が示されていないため、これらの内容を明らかにすること。
- ④ 排ガス処理施設について、処理工程の詳細や設計除去率等を明らかにするなど、発生する排ガスを計画している排出濃度まで処理できる根拠を示すこと。

イ 水環境

○ 水質

排水処理施設について、処理工程の詳細、想定している処理前の水質、設計除去率等を明らかにするなど、管理目標値まで処理が可能とした根拠を明確にすること。

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

○ 動物、植物及び生態系

事業に伴う物流によって、外来生物が持ち込まれる可能性があることから、これらの拡散防止に努めるとともに、対応方針を示すこと。

(3) 環境への負荷の低減

○ 廃棄物等

基礎工事等により、地中の廃棄物層に影響を与えるため、これに起因する周辺環境への影響及び講ずる措置について、明らかにすること。

○ 温室効果ガス

事業の特性上、焼成を行うための大量の熱源が必要となる計画となっているため、準備書においては、温室効果ガスの排出を低減する観点から、燃料種の選定理由、施設の運転に係る配慮等について示すとともに、排出低減に代わる手法についても検討されたい。